

〔出席停止について〕

医師より下記にあげた疾病と診断された場合は、出席停止扱いとなりますので、「出席停止措置願」(右記*1)を提出してください。病気が治癒し学校に登校後、担任の先生から受け取り、用紙に記入し**担任の先生**に提出してください。

出席停止措置願は、主治医の意見により病名・出席停止の期間を判断してもらい、保護者の方に記入をお願いします(印鑑も必要)。出席停止は、欠席・欠課とならないものです。医師と保護者の正しい判断が必要となります。

〔感染症の種類〕

- 第1種** : エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)・特定鳥インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
- 第2種** : インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種** : コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症

〔出席停止の基準〕

- 1 第一種の感染症にかかった者については治癒するまで。
- 2 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者については次の期間。
ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたとときは、この限りではありません。
 - ・ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)にあつては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
 - ・ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ・ 麻しんにあつては、解熱した後3日を経過するまで。
 - ・ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ・ 風しんにあつては、発疹が消失するまで。
 - ・ 水痘にあつては、全ての発疹が痂皮化するまで。
 - ・ 咽頭結膜熱にあつては主要症状が消退した後2日を経過するまで。
3. 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

* 1 用紙

校 長	教 頭	事務長	保健室

出席停止措置願

埼玉県立松山女子高等学校長様

第 _____ 学年 _____ 組 _____ 番
生徒氏名 _____
保護者氏名 _____ 印

下記の通り、感染症が発生しましたので出席停止措置をお願いします。

記

1. 病 名 _____

2. 受診医療機関名 _____

3. 受診年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

4. 出席停止期間
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () より

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () まで